

平成 2 9 年度

東京都立白鷗高等学校附属中学校

募集要項

平成 2 8 年 9 月

東京都立白鷗高等学校附属中学校

目 次

	頁
第1 日程	1
第2 募集人員	1
第3 特別枠募集における入学者の決定	
第3-1 応募資格	1
第3-2 募集人員	3
第3-3 出願	3
第3-4 報告書の取扱い	4
第3-5 受検票	5
第3-6 検査等の実施	5
第3-7 入学者を決定するための手続	6
第3-8 合格者の発表	7
第3-9 合格者の手続	7
第4 一般枠募集における入学者の決定	
第4-1 応募資格	7
第4-2 募集人員	7
第4-3 出願	7
第4-4 報告書の取扱い	7
第4-5 受検票	8
第4-6 検査等の実施	8
第4-7 入学者を決定するための手続	8
第4-8 合格者等の発表	9
第4-9 合格者の手続	9
第5 本人得点の開示	10
第6 特別措置	10
第7 報告書の取扱い	11
白様式1	12
白様式2	13

平成29年度東京都立白鷗高等学校附属中学校募集要項

第1 日程

事 項	特 別 卒 募 集	一 般 卒 募 集
出願受付	平成29年1月11日(水)から平成29年1月17日(火)まで 郵送(上記出願受付期間に浅草郵便局に必着〔郵便局留〕)により受付	
受検票交付	平成29年1月26日(木)配達時間帯指定郵便により交付	
検 査	平成29年2月1日(水)	平成29年2月3日(金)
発 表	平成29年2月2日(木) 午前9時	平成29年2月9日(木) 午前9時
	西校舎(白鷗高等学校)に掲示及び本校ホームページに掲載 ホームページアドレス http://hakuo.ed.jp/	
入学手続	平成29年2月2日(木) 午前9時から午後1時まで	平成29年2月9日(木) 午前9時から午後3時まで 平成29年2月10日(金) 午前9時から正午まで

第2 募集人員

「平成29年度都立高等学校等第一学年生徒募集人員」に定める。

第3 特別卒募集における入学者の決定

第3-1 応募資格

平成29年度東京都立中等教育学校及び東京都立中学校入学者決定に関する実施要綱(以下「実施要綱」という。)第3-1による。

本校に入学を志願することのできる者は、次の表①欄の(1)から(4)までのいずれかに該当し、中学校、特別支援学校の中学部、中等教育学校の前期課程又は義務教育学校の後期課程に在籍していない者で、かつ、②欄中の(1)、(2)のどちらかに該当する者とする。

①
(1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する小学校、特別支援学校の小学部又は義務教育学校の前期課程(以下「小学校」という。)を平成29年3月に卒業又は修了(以下「卒業」という。)する見込みの者 (2) 平成29年3月31日までに、日本国内において、外国人学校の教育により日本の6年の義務教育相当の課程を修了する見込みの者又は修了した者で、かつ、平成16年4月2日から平成17年4月1日までの間に出生した外国人 (3) 文部科学大臣が小学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設(日本人学校)の当該課程を平成29年3月に修了する見込みの者 (4) 平成29年3月31日までに、外国に所在する学校(現地校)において、日本の6年の義務教育相当の課程を修了する見込みの者又は修了した者で、かつ、平成16年4月2日から平成17年4月1日までの間に出生した者
②
(1) 保護者(本人に対し親権を行う者であって、原則として父母、父母のどちらかがいない場合は父

又は母のどちらか一方、親権を行う者が死別等でいない場合は後見人をいう。以下、本募集要項において同じ。) と同居している者で、都内に住所を有し、入学後も引き続き都内から通学することが確実な者又は、都内の小学校に在学している者のうち、都内に住所を有し、入学後も引き続き都内から通学することが確実で、次のアからエまでのいずれかに該当する者、あるいは、オに該当する者。ただし、アからエまでのうち、父母のどちらか一方とも同居していない場合は具申書(様式12)の提出が必要。エに該当する者のうち都内に所在する児童福祉施設又は、オに該当する者のうち都外に所在する児童福祉施設に入所している東京都の措置児童の場合は、具申書の提出は不要だが、当該児童福祉施設の長からの「意見書」の提出が必要

- ア 父母のどちらか一方又は父と母が行方不明で、父母のどちらか一方又はおじ、おば、祖父母、兄姉等(以下「おじ等」という。) と同居している者
- イ 父母のどちらか一方又は父と母が療養・転勤のため、父母のどちらか一方又はおじ等と同居している者
- ウ 父と母が離婚したため又は離婚するため別居している場合で、父母のどちらか一方又はおじ等と同居している者
- エ その他、志願者と保護者がやむを得ず別居中であると認められる者
- オ 都外に所在する都立若しくは区立特別支援学校の小学部を卒業する見込みの者又は都外に所在する児童福祉施設に入所している東京都の措置児童で、小学校を卒業する見込みの者のうち、入学日までに保護者と同居し、都内へ転居することが確実な者

なお、東日本大震災(平成23年3月11日発生)又は平成28年熊本地震(平成28年4月14日発生)において、当該震災の発生日現在、当該震災による災害救助法適用地域に住所を有し、被災したことにより、引き続き当該地域に在住することが困難になった者(以下「震災に伴う被災者」という。)で、父母のどちらか一方と入学日までに都内に住所を有することが確実な者又は都内に身元引受人がおり、身元引受人の元に転居し、身元引受人と同居する者についても、志願することができる。

また、震災に伴う被災者で、既に都内に避難し都内小学校に在学する者については、事情により都内に住民票を異動することができていない場合であっても志願することができる。その際、志願者が父母のどちらか一方とも同居していない場合は、志願者と保護者がやむを得ず別居中であると認められる者とし、小学校の校長(以下「小学校長」という。)は具申書(様式12)を都立中学校に提出すること。

(2) 第3-1-1に定める応募資格の審査を受け、承認を得た者

第3-1-1 応募資格審査等が必要な場合

次の(1)から(6)までのいずれかに該当する者は、東京都立中等教育学校及び東京都立中学校応募資格審査取扱要項に定める手続等により応募資格の審査を受け、出願についての承認を得る必要がある。応募資格の審査及び出願についての承認は、本校校長が行う。

- (1) 保護者と共に都内に住所を有し、そこから都外の小学校に通学している者
- (2) 前記第3-1②欄の規定にかかわらず、住所が都外に存する者のうち、保護者と共に入学日までに都内に転入することが確実な者
- (3) 前記第3-1①欄(3)又は(4)に該当する者のうち、保護者と共に入学日までに都内に転入することが確実な者。ただし、保護者については以下の場合も含む。
 - ア 保護者が父母である場合、父母のどちらか一方が特別の事情により帰国できないときは、父又は母のどちらか一方が帰国すればよい。
 - イ 特別の事情により保護者が帰国できず、志願者のみが帰国する場合は、保護者に代わる都内在住の身元引受人がいる、かつ、保護者(保護者が父母である場合は、父又は母のどちらか一方でよい。)が志願者の入学後1年以内に帰国し、都内に志願者と同居することが確実であること。
- (4) 都内の島しょの小学校を卒業する見込みの者で、入学日までに島しょ以外の都内へ転居することが確実な者(保護者と共に転居する者又は身元引受人の住所に転居する者)は、島しょからの転居に関する申立書(様式13)を提出することにより、応募資格の審査に代える。
- (5) 前記第3-1①欄(2)に該当する者
- (6) 前記第3-1②欄なお書に該当する者は、転居に関する申立書(様式応3)及び転居を証明する書類(身元引受人と同居する場合は身元引受人承諾書(様式任意)及び身元引受人の住民票記載事項証明書(様式応2))並びに罹災証明書又は被災証明書等、当該震災の発生日現在、当該震災による災害

救助法適用地域に住所を有していたことを証明する書類を提出することにより、応募資格の審査に代える。

第3-1-2 応募基準

上記応募資格を満たし、かつ、次に定める応募基準を満たす者

区分	項目	卓越した能力の分野及び資格等
A	国語、算数、英語のいずれかの分野で卓越した能力をもつことを証明する資格あるいは検定結果のある者	<ul style="list-style-type: none"> ・日本漢字能力検定（国語） 2級以上 ・実用数学技能検定（算数） 準2級以上 ・実用英語技能検定（英語） 2級以上 ・その他上記のいずれかの資格と同等の能力があることを証明できる資格
B	日本の伝統文化について、右のいずれかの分野に継続して取り組み、上級の資格や卓越した能力のある者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 囲碁・将棋 全国大会の地区代表者、又はそれと同等の実績のある者 （例） 囲碁・少年少女囲碁大会全国大会参加者 <ul style="list-style-type: none"> ・日本棋院院生 ・上記と同等若しくはそれ以上の棋力があると証明できる者 将棋・小学生将棋名人戦地区代表者 <ul style="list-style-type: none"> ・小学生倉敷王将戦地区代表者 ・日本将棋連盟奨励会会員 ・上記と同等若しくはそれ以上の棋力があると証明できる者 ・ 邦楽（三味線、箏、囃子） 稽古歴5年以上の者で、以下の条件を満たす者 三味線 稽古歴5年以上のうち3年以上の長唄三味線の稽古歴をもち、以下の曲中より、3曲以上の舞台経験を有する者 <ul style="list-style-type: none"> ・小鍛治 ・鞍馬山 ・越後獅子 ・勝三郎連獅子 ・五条橋 ・勸進帳 ・鏡獅子(下) ・秋色種 ・花見踊 ・娘道成寺 箏 全国大会個人の部で、上位の者 （例） 全国小・中学生箏曲コンクール個人の部 入賞者 囃子（笛、小鼓、大鼓、太鼓） 以下の曲中より、3曲以上の舞台経験を有する者 <ul style="list-style-type: none"> ・鞍馬山 ・越後獅子 ・勸進帳 ・新曲浦島 ・島の千歳 ・石橋 ・鏡獅子(下) ・二人椀久 ・紀州道成寺 ・常磐の庭 ・ 邦舞・演劇（日本舞踊、歌舞伎、能・狂言） 稽古歴5年以上の者で、以下の条件を満たす者 日本舞踊 全国大会個人の部で、上位の者 （例） 全国舞踊コンクール邦舞第二部 入選者 歌舞伎、能・狂言 歌舞伎、能・狂言の舞台上、出演経験のある者

第3-2 募集人員

実施要綱第2による。

第3-3 出願

実施要綱第4-1(1)による。

本校を志願する者は、他の都立中等教育学校及び都立中学校並びに千代田区立九段中等教育学校への出願はできない。

第3-3-1 出願方法

実施要綱第4-1(2)及び第4-2-2による。

(1) 志願者は、本校の特別枠募集及び一般枠募集の両方に出願できる。ただし、特別枠募集の合格者となつた者は、一般枠募集を受検できない。

志願者は、本校校長宛てに、出願に要する書類等を出願受付期間に必着するよう、浅草郵便局に郵送(郵便局留)により提出する。ただし、次の(2)出願に要する書類等のオ(イ)については破損等のないように、適切な措置を講じること。

なお、本校の特別枠募集と一般枠募集の両方に出願する場合は、報告書、志願理由書及び応募資格審査関係書類はそれぞれ1通でよいが、その他の出願書類及び入学考査料は特別枠募集分及び一般枠募集分のそれぞれが必要である。

(2) 出願に要する書類等

ア 入学願書「特別枠募集」(様式1)

イ 報告書(様式3)

ウ 志願理由書(白様式1)

エ 活動実績報告書(白様式2)

オ 卓越した能力を証明する書類等

(ア) 区分A 検定合格証明書(検定協会発行のもの)の写し

(イ) 区分B 応募基準を満たしていることを証明できる書類等

・証明書、賞状等の写し

・舞台の出演が確認できるプログラム、新聞記事の写し等

※ 邦楽分野、邦舞・演劇分野への志願者のみ

・実技検査用ビデオテープ又はDVD

※ 邦楽分野、邦舞・演劇分野への志願者のみ

実技検査用ビデオテープ・DVD作成要領

・収録内容 本人が個人で演じているもの

・収録時間 15分程度

・種類 VHS、S-VHS、miniDV、DVD-R、DVD-RWのいずれか

・録画条件 ノイズリダクションをかけない。

一般的なDVDプレイヤーで再生できること。

なお、再生できない場合は、再提出を求めることがある。

・その他 ケースには、氏名、応募分野、演目、収録時間を必ず明記する。

カ 応募資格審査関係書類(前記第3-1-1に該当する者のみ。)

キ 入学考査料 2,200円(所定の納付書により、納付書裏面に記載の納付場所で納付した領収証書を入学願書の裏面に貼り付ける。)

第3-4 報告書の取扱い

報告書(様式3)は、「各教科の学習の記録」について、「第7 報告書の取扱い」の別表に基づいて点数化する。

点数化の方法は、次のとおりとする。

各教科の学習の記録(5年)

160点

+

各教科の学習の記録(6年)

160点

=

報告書点

320点

なお、「外国語活動の記録(第6学年)」、「総合的な学習の時間の記録(第6学年)」、「特別活動の記録」等、その他の欄については点数化しない。

第3-5 受検票

第3-5-1 受検票の交付

実施要綱第4-3による。

志願者の入学願書等を受け付けた本校校長は、応募基準を満たしていると認めた志願者に対して、特別
枠募集の受検票を平成29年1月26日（木）志願者宛てに、配達時間帯指定郵便により交付する。

第3-5-2 応募状況の発表

実施要綱第4-4による。

応募人員は、平成29年1月20日（金）午前11時に発表する。

発表は、特別枠募集、一般枠募集別とし、西校舎（白鷗高等学校）に掲示及び、本校のホームページ（ホーム
ページアドレス <http://hakuo.ed.jp/>）への掲載により行う。

第3-6 検査等の実施

第3-6-1 検査内容

実施要綱第5-1による。

本校の特色に照らし、入学を希望する児童の将来の進路に対する目的意識、6年間の一貫教育の中で学
ぼうとする意欲、課題発見・解決能力、集団への適応性等、中高一貫教育校で求められる適性をみるとと
もに創造力や協調性をみるものとする。

第3-6-2 検査等の方法

実施要綱第5-2(1)、第5-3による。

(1) 面接

ア 区分Aでは、受検者が自己の能力を示す場面を設け、卓越した分野の能力や志望の動機、意欲等
を総合的にみる。

イ 区分Bでは、志望の動機や意欲等を総合的にみる。

(2) 実技検査（区分Bのみ）

ア 囲碁・将棋分野については、専門棋士との対局による実技検査を実施する。

イ 邦楽分野及び邦舞・演劇分野については、出願時に提出するビデオテープまたはDVDにより、
専門審査員が審査する。

第3-6-3 集合時刻と時間割（予定）

(1) 区分A

	開始時刻～	時 間	実施内容
集 合	午前 8時30分		
第1時限	午前 9時00分～	15分程度	面 接

(2) 区分B

ア 囲碁・将棋分野

	開始時刻～終了時刻	時 間	実施内容
集 合	午前 8時30分		
第1時限	午前 9時00分～午前9時45分	45分	実技検査
第2時限	午前10時15分～	15分程度	面 接

イ 邦楽分野及び邦舞・演劇分野

	開始時刻～	時 間	実施内容
集 合	午前 8時30分		
第1時限	午前 9時00分～	15分程度	面 接

第3-7 入学者を決定するための手続

第3-7-1 検査等の取扱い

実施要綱第6-1による。

特別枠募集の入学者の決定には、小学校長から提出された報告書及び面接、実技検査（区分Bのみ）等の結果（以下「総合成績」という。）により入学者の決定を行う。

それぞれの項目の換算後の満点は、以下のとおりとする。

	報告書の満点	面接の満点	実技検査の有無と満点	総合成績 (得点合計の満点)
区分A	100	300	—	400
区分B	100	300	600	1000

区分ごとの総合成績の算出方法は、以下のとおりとする。

区分A							
<table border="1"> <tr><td>報告書点</td></tr> <tr><td>320点</td></tr> <tr><td>↓ (換算後)</td></tr> <tr><td>100点</td></tr> </table>	報告書点	320点	↓ (換算後)	100点	<table border="1"> <tr><td>面接点</td></tr> <tr><td>300点</td></tr> </table>	面接点	300点
報告書点							
320点							
↓ (換算後)							
100点							
面接点							
300点							
+ 300点	= 400点 (総合成績)						

区分B										
<table border="1"> <tr><td>報告書点</td></tr> <tr><td>320点</td></tr> <tr><td>↓ (換算後)</td></tr> <tr><td>100点</td></tr> </table>	報告書点	320点	↓ (換算後)	100点	<table border="1"> <tr><td>面接点</td></tr> <tr><td>300点</td></tr> </table>	面接点	300点	<table border="1"> <tr><td>実技検査点</td></tr> <tr><td>600点</td></tr> </table>	実技検査点	600点
報告書点										
320点										
↓ (換算後)										
100点										
面接点										
300点										
実技検査点										
600点										
+ 300点	+ 600点	= 1000点 (総合成績)								

第3-7-2 合格候補者の決定

実施要綱第6-3による。

本校校長は、次の（1）から（3）により合格候補者を適切に決定する。

なお、合格候補者を決定するための順位を定めるに当たっては、同順位が出ないようにする。

- （1）特別枠募集における募集人員に相当する人員まで、本校校長が定めた入学者の決定の方法により総合成績の順に決定し、これを特別枠募集における合格候補者とする。
- （2）特別枠募集における募集人員を超えない範囲で、区分ごとの募集人員について幅をもたせて合格候補者を決定する場合がある。
- （3）特別枠募集における入学者の決定においては、本校があらかじめ定めた基準に受検者の総合成績が達しないなどの理由から、合格候補者が募集人員に満たない場合もある。

第3-7-3 合格者の決定

実施要綱第6-4による。

本校校長は、選考委員会の資料により総合的に判断して特別枠募集の合格者を決定する。

第3-8 合格者の発表

実施要綱第7による。

合格者の発表は、西校舎(白鷗高等学校)に掲示及び、本校のホームページ(ホームページアドレス <http://hakuo.ed.jp/>)への掲載により行う。

特別枠募集の合格者には特別枠募集合格通知書(様式4)を交付する。

第3-9 合格者の手続

第3-9-1 入学手続(入学意思確認書の提出)

実施要綱第8による。

合格者は、入学手続期間内に入学意思確認書(様式9)を提出し、入学手続を行う。

入学手続期間内に入学意思確認書(様式9)を提出しない者は、合格を放棄したものとみなす。

本校校長は、入学手続を完了し入学許可予定者となった者に対して、入学許可書(様式10)を交付する。

第3-9-2 入学辞退届の提出

実施要綱第10による。

入学許可予定者のうち、保護者の転勤等やむを得ない事情により入学を辞退する者は、入学辞退届(様式11)を本校校長に速やかに提出する。

第4 一般枠募集における入学者の決定

第4-1 応募資格

本実施要項第3-1、本実施要項第3-1-1を準用する。

第4-2 募集人員

本実施要項第2を準用する。

第4-3 出願

本実施要項第3-3を準用する。

第4-3-1 出願方法

(1) 志願者は、本校校長宛てに、出願に要する書類等を出願受付期間に必着するよう、浅草郵便局に郵送(郵便局留)により提出する。

(2) 出願に要する書類等

ア 入学願書「一般枠募集」(様式2)

イ 報告書(様式3)

ウ 志願理由書(白様式1)

エ 応募資格審査関係書類(本実施要項第3-1-1に該当する者のみ)

オ 入学考査料 2,200円(所定の納付書により、納付書裏面に記載の納付場所で納付した領収証書を入学願書の裏面に貼り付ける。)

第4-4 報告書の取扱い

本実施要項第3-4を準用する。

第4-5 受検票

第4-5-1 受検票の交付

実施要綱第4-3による。

志願者の入学願書等を受け付けた本校校長は、応募基準を満たしていると認めた志願者に対して、一般
枠募集の受検票を平成29年1月26日(木)志願者宛てに、配達時間帯指定郵便により交付する。

第4-5-2 応募状況の発表

本実施要項第3-5-2を準用する。

第4-6 検査等の実施

第4-6-1 検査内容

実施要綱第5-1による。

本校の特色に照らし、入学を希望する児童の将来の進路に対する目的意識、6年間の一貫教育の中で学
ぼうとする意欲、課題発見・解決能力、集団への適応性等、中高一貫教育校で求められる適性をみるとと
もに創造力や協調性をみるものとする。

第4-6-2 検査等の方法

実施要綱第5-2(2)、第5-3による。

適性検査Ⅰ及び適性検査Ⅱを実施し、思考力や判断力、表現力、小学校における教育で身に付けた総合
的な力をみる。

(1) 適性検査Ⅰ・・・独自問題

課題を発見し、それを解決する方法について自分の考えや意見を正しく表
現し、的確に文章にまとめる力をみる。

(2) 適性検査Ⅱ・・・共同作成問題

思考力、判断力、表現力を生かして、問題を解決する総合的な力をみる。

① 共同作成問題 ② 共同作成問題 ③ 共同作成問題

第4-6-3 集合時刻と時間割(予定)

	開始時刻 ~ 終了時刻	時 間	実施内容
集 合	午前 8時30分		
第1時限	午前 9時00分~午前 9時45分	45分	適性検査Ⅰ
第2時限	午前10時15分~午前11時00分	45分	適性検査Ⅱ

第4-7 入学者を決定するための手続

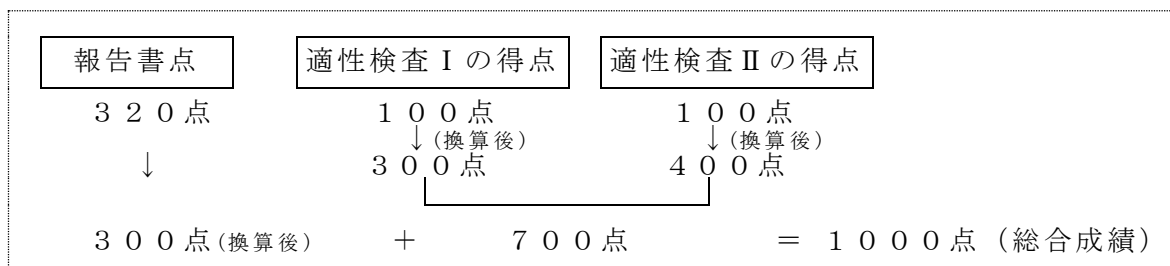
第4-7-1 検査等の取扱い

一般枠募集の入学者決定には、小学校長から提出された報告書及び適性検査の結果(以下「総合成績」と
いう。)により入学者の決定を行う。

それぞれの項目の換算後の満点は、以下のとおりとする。

報告書の満点	適性検査Ⅰの満点	適性検査Ⅱの満点	総合成績(得点合計の満点)
300	300	400	1000

総合成績の算出方法は、以下のとおりとする。



第4-7-2 合格候補者の決定

実施要綱第6-3による。

本校校長は、次の(1)から(4)により合格候補者を適切に決定する。

なお、合格候補者を決定するための順位を定めるに当たっては、同順位が出ないようにする。

- (1) 男女別の募集人員から特別枠募集における入学手続人員を男女別に減じた人員を、一般枠募集における男女別の募集人員及び男女別の合格候補者数とする。
- (2) 上記(1)で決定した男女別の合格候補者数まで、本校校長が定めた入学者の決定の方法により総合成績の順に決定し、これを一般枠募集における男女別の合格候補者とする。
- (3) 上記(2)で男子(女子)が充足しない場合は、一般枠募集の合格候補者となっていない女子(男子)から募集人員まで充足する。
- (4) 募集人員に対して過不足のないように入学者を決定するため、一般枠募集の合格候補者となっていない者のうちから、男女合同の総合成績の順により、一定数の者を繰上げ合格候補者とする。

第4-7-3 合格者等の決定

実施要綱第6-4による。

本校校長は、選考委員会の資料により一般枠募集の合格者及び繰上げ合格候補者を決定する。

第4-8 合格者等の発表

実施要綱第7による。

合格者の発表は、西校舎(白鷗高等学校)に掲示及び本校のホームページ(ホームページアドレス <http://hakuo.ed.jp/>)への掲載により行う。

一般枠募集の合格者には一般枠募集合格通知書(様式5)を交付する。

一般枠募集の繰上げ合格候補者には繰上げ合格候補者通知書(様式6)を平成29年2月9日(木)志願者宛てに、配達時間帯指定郵便により交付する。

第4-9 合格者の手続

第4-9-1 入学手続(入学意思確認書の提出)

本実施要項第3-9-1を準用する。

第4-9-2 入学辞退届の提出

本実施要項第3-9-2を準用する。

第4-9-3 繰上げ合格者の決定

実施要綱第9による。

一般枠募集の入学手続人員が募集人員に達しない場合、本校校長は、繰上げ合格候補者の入学意思を順位に従って電話等により速やかに確認し、入学の意思のある者を繰上げ合格者として決定し、繰上げ合格

通知書（様式 7）を交付する。

繰上げ合格通知書（様式 7）の交付を受けた者は、指定された手続期間内に入学意思確認書（様式 9）を提出し、入学手続を行う。

指定された手続期間内に入学意思確認書（様式 9）を提出しない者は、繰上げ合格を放棄したものとみなす。

本校校長は、入学手続を完了し入学許可予定者となった者に対して、入学許可書（様式 10）を交付する。

なお、本校校長は 2 月末日を目途として期限を定め、募集人員を充足するために、繰上げ合格候補者に対する入学意思の確認を行う。本校校長は、募集人員を充足した後、繰上げ合格者とならなかった繰上げ合格候補者に対して、入学者決定事務終了通知書（様式 8）により入学者決定事務の終了を郵送により通知する。

第 5 本人得点の開示

実施要綱第 12 による。

受検者又は受検者の保護者（以下「受検者等」という。）は、適性検査等の本人得点の開示請求書（様式は本校校長が定める。以下「開示請求書」という。）により、本校校長に対して適性検査等における本人得点開示を請求することができる。その際、受検票や身分証明書など、本人確認できるものを提示すること。

受検者等は、請求時に示された交付日以降に、受検者や身分証明書などにより本人確認を受けた後、検査得点表（様式 14）を受領する。

第 6 特別措置

実施要綱第 13 による。

- (1) 障害のある受検者のうち障害による適性検査等実施上の特別措置（面接、作文、実技検査における特別措置を含む。）を希望する者は、小学校長を経由して、平成 28 年 12 月 22 日(木)までに、特別措置申請書(様式 15)により、本校校長に申請する。

適性検査等の実施は通常を受検者と同一とする。ただし、通常の検査方法では受検が困難と認められる者については、検査問題等の程度を変えない範囲で、検査方法、検査時間及び検査会場について適切な措置を講ずる。

- (2) 事故や病気等により、通常の適性検査等の方法で受検することが困難な受検者で、適性検査等実施上の特別措置を希望する者は、小学校長を経由して、状況発生後直ちに特別措置申請書(様式 15)により、本校校長に申請する。

適性検査等の実施は通常を受検者と同一とする。ただし、通常の検査方法では受検が困難と認められる者については、検査問題等の程度を変えない範囲で、検査方法、検査時間及び検査会場について適切な措置を講ずる。

なお、小学校長が出席停止にすることができるインフルエンザ等の感染症に罹患した者は、受検することはできない。ただし、小学校長が出席停止を解除している場合又は症状により学校医その他医師において感染のおそれがないと認められた場合は、受検を認める。その際、特別措置申請書(様式 15)により別室による受検等を申請する場合は、医療機関からの証明書や小学校長がインフルエンザ等による出席停止を解除していることについて証明する書類を添付すること。

- (3) 特別措置申請後、志願を取りやめる場合は、申請者は速やかに小学校長を経由して、本校校長に志願の取りやめの連絡をする。

第7 報告書の取扱い

報告書は、評定（3、2、1）それぞれについて、以下の別表により点数化する。

なお、「外国語活動の記録（第6学年）」、「総合的な学習の時間の記録（第6学年）」、「特別活動の記録」等、その他の欄については点数化しない。

別 表

各 教 科 の 学 習 の 記 録						
教 科	5 年			6 年		
	評 定			評 定		
	3	2	1	3	2	1
国 語	20	10	5	20	10	5
社 会	20	10	5	20	10	5
算 数	20	10	5	20	10	5
理 科	20	10	5	20	10	5
音 楽	20	10	5	20	10	5
図画工作	20	10	5	20	10	5
家 庭	20	10	5	20	10	5
体 育	20	10	5	20	10	5
学年ごとの満点	160			160		
「各教科の学習の記録」の満点	320					

(白様式1)

※受検番号

志 願 理 由 書

年 月 日

東京都立白鷗高等学校附属中学校長 どの 殿

小学校

氏名

私が、貴校^{きこう}を志願する理由は次のとおりです。

志 願 す る 理 由	
6年間の ^{ちゅうこういつかんきょうい} 中高一貫教育の中で取り組んでいきたいこと	
将 来 の 夢 や 希 望	

私が、小学校で取り組んできたことは次のとおりです。(第5学年、第6学年の活動を中心に記入すること)

小学校で特に力を入れて取り組んできたこと (○で囲む)	学級活動 クラブ活動	児童会活動 学校行事
その内容 ^{およ} 及び白鷗中学校に特に伝えたいこと		
好 き な 教 科 (○で囲む)	国語 社会 算数 理科	音楽 図画工作 家庭 体育
校 外 で の 活 動		
しゅ 味 や 特 技		

(注意) 志願者本人が鉛筆^{えんぴつ}等で、はっきりと書いてください。

(白様式2)

※受検番号

活 動 実 績 報 告 書

年 月 日

東京都立白鷗高等学校附属中学校長 どの 殿

貴校の「とくべつわくぼしゅう特別枠募集」に志願するに当たり、次のとおり活動実績を報告します。

_____ 小学校

氏 名 _____

保護者氏名 _____ 印

<small>とくべつわくぼしゅう</small> 「特別枠募集」で志願する分野等	
--	--

	学 年	大会・発表会・資格・検定等	実績・結果
主 な 実 績			
<small>かつどうじょうきょう</small> 活 動 状 況			
活動を始めたきっかけ			

- (注意) 1 この活動実績報告書は、志願者本人が記入してください。保護者は内容について確認の上、押印してください。
- 2 「主な実績」の欄は、志願する分野の顕著なものについて記入し、証明できる書類等（賞状・免状・新聞記事等）の写しを添付してください。
- 3 「活動状況」の欄は、志願する分野の自らの学校の内外での活動状況を記入してください。
- 4 志願者は、本報告書を校長宛てに提出してください。